

## 世田谷区告示第32号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

世田谷区長 保坂展人

### 1 指定番号

11-D701-07

### 2 変更の区間

世田谷区北沢一丁目363番2の内

### 3 変更の区域

延長 14.07メートル

幅員 0.19メートルから0.22メートルまで

面積 2.97平方メートル

### 4 供用開始の期日

令和8年1月30日

# 案 内 図

区管理道路線の区域編入部分(供用開始)

街区

北沢一丁目45番

